

# 高齢者福祉サービスのご案内

## ▽在宅高齢者向けサービス

花巻市では、市民のみなさんに住み慣れた地域で自立した生活を継続いただけるよう様々なサービスを行っています。お気軽にお問い合わせください。



### 【軽度生活援助事業】

草取り（玄関から生活道路まで）、室内の整理などの軽易な日常生活の援助を行います。

- \*対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方等で、次のいずれかに該当する方
  - (1)介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者
  - (2)要支援または要介護の認定を受けた方
- \*利用料 花巻市シルバー人材センターの規定料金に基づく料金から委託料を差し引いた額が自己負担額になります。

### 【高齢者世帯等除雪支援事業】

玄関から生活道路までの区間の除雪作業にかかる費用の一部を助成します。

- \*対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方等で、次のいずれかに該当する方
  - (1)介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者
  - (2)要支援または要介護の認定を受けた方
- \*利用料 30分あたり320円

### 【高齢者等住宅改造事業】

自宅で日常生活を送るために必要な住宅改造（手すりの設置、段差解消等）に係る費用の一部を補助します。

- \*対象者 要支援・要介護認定を受けている方
- \*補助金交付上限額 30万円

### 【配食サービス事業】

ひとり暮らし高齢者等へお弁当を配食することにより、低栄養状態の改善と、状態及び安否の確認を行います。

- \*対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方または高齢者のみの世帯で、低栄養状態を改善するために訪問給食の利用が必要な方
  - ※判定表により必要性を判断します。
- \*利用料 1食410円

## 【日常生活用具給付・貸与事業】

ひとり暮らし高齢者等に日常生活に必要な生活用具の貸し出しまたは給付をします。

### 【貸 与】

◎緊急通報装置…無料。

緊急時にボタン1つで緊急事態が起きたことが通報される機器を貸与します。

(相談受付後、家庭訪問のうえ事前評価を行い、申請書提出後、サービスの必要性を判定します。)

\*対 象 者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方等で疾患などにより、日常生活の中で常に注意を要する方。

◎老人用電話…設置・撤去費用は無料。月々の利用料は自己負担となります。

市が契約している電話の加入権を貸与します。

### 【給 付】

◎自動消火器・電磁調理器・火災警報器…所得税等の課税状況に応じた自己負担があります。

## 【緊急・救急医療情報キット（安心キット）配布事業】

かかりつけ医療機関や緊急連絡先など、救急時に必要な情報を保管する「安心キット」を配布します。

\*対 象 者 市内在住で健康に不安を抱えている方や高齢者、障がいのある方など

\*利 用 料 無料

## 【見守り機能付き服薬支援装置貸与事業】

薬の飲み忘れ等、服薬管理の心配がある方に見守り機能付き服薬支援装置を貸し出します。

\*対 象 者 次の条件を全て満たす方です。

- ・市内に居住する65歳以上の方（施設に入所されている方は除く）
- ・服薬管理に心配のある方
- ・電話連絡できる親族がいる方
- ・装置から送出された薬を取り、確認ボタンを押すなどの操作が可能な方

\*利 用 料 無料（貸出期間は原則3年間です）

※使用にかかる電話料金は自己負担となります。



【見守り機能付き服薬支援装置とは】設定した時間になるとオルゴールが鳴り、服薬分だけ薬が送出される装置です。飲み忘れたときは登録してある支援者に自動で連絡します。

## 【高齢者福祉タクシー等事業】

タクシーやバスの乗車に使用できる助成券を交付します。

\*対象者 本人や同居の家族が自家用車等を所有せず、かつ以下に該当する方

① 80歳以上のひとり暮らしの方

② 高齢者（65歳以上）のみで構成されている世帯員のうち80歳以上の方

※次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

◆ 重い障がいを持つ方に交付している「福祉タクシー等助成券」の交付を受けている方

◆ 東日本大震災の「被災者支援タクシー等助成券」の交付を受けている方

\*助成額 1枚 100円券（月10枚相当）※年12,000円分の助成券を給付

※花巻市内に事業所を有するタクシー会社のほか、市内で運行している予約乗合バス、予約乗合タクシー及び市内発着の路線バスでご利用が可能です。

## 【高齢者通院時交通費助成事業】

通院時タクシー乗車料金の一部を助成します。

\*対象者 医療機関までの距離が遠く、自家用車等の交通手段をもたない高齢者で以下に該当する方

① 80歳以上のひとり暮らしの方

② 高齢者（65歳以上）のみで構成されている世帯員のうち80歳以上の方

③ ①、②以外の多世代同居世帯で、同居家族が仕事や学業のため日中ひとり暮らしとなる80歳以上の方

\*助成額 1回の片道料金が1,000円を超えた場合のその超過額

※1年間で最大30,000円分を助成

≪例≫ 片道2,000円で往復利用した場合

自己負担額 往復4,000円（片道2,000円）

助成額 往復2,000円（片道1,000円）

※高齢者福祉タクシー券を給付されている方でも、本事業の対象となる場合は助成いたします。

## 【湯のまちホット交流事業】

高齢者が交流しながら、健康づくりや介護予防の大切さを考えるきっかけとして、市と契約した市内温泉施設等での入浴サービスを提供します。

\*対象者 65歳以上の花巻市に住民登録している方

\*利用料 無料（入浴は無料ですが、それ以外のサービスは有料となります。）

## ▽在宅介護者向けサービス

### 【寝具洗濯乾燥消毒サービス事業】

寝具類の衛生保持のため、掛布団、敷布団、毛布のクリーニングを行います。

- \*対象者 おおむね65歳以上の寝たきり高齢者等
- \*利用料 無料
- \*利用回数 年2回まで

### 【訪問理美容サービス事業】

寝たきり高齢者等の自宅を訪問して理美容サービスを提供します。

- \*対象者 おおむね65歳以上で心身の障害のため理美容室へ行くことが困難な寝たきり高齢者等
- \*利用料 理美容料金は実費 ※理美容師への出張費用を市が負担します。
- \*利用回数 年6回まで

岩手県理容生活衛生同業組合花巻支部、岩手県美容業生活衛生同業組合花巻支部に加盟している店舗利用の場合に限ります。

### 【家族介護用品支給事業】

在宅で介護している家族の経済的負担の軽減を図るため介護用品の購入に係る費用の一部を補助します。

- \*対象者 おおむね65歳以上で要介護4または5の方を在宅で介護している市民税非課税世帯（※）の家族

（※）市民税課税・非課税状況調査の基準  
4～5月に申請された方…R5年度市民税  
6～3月に申請された方…R6年度市民税

- \*補助額 月1回の購入6,250円を限度とする。

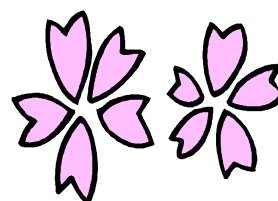
（限度額を超えた分は自己負担）

- \*補助対象品目 介護用品（紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど）

各種制度には対象要件等がございますので、詳しくは担当までご相談ください。

《お問い合わせ先》

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| 花巻市役所 長寿福祉課(新館1階) | 電話0198-41-3576 |
| 大迫総合支所 市民サービス課    | 電話0198-41-3127 |
| 石鳥谷総合支所 市民サービス課   | 電話0198-41-3447 |
| 東和総合支所 市民サービス課    | 電話0198-41-6517 |



# 地域包括支援センター をご利用ください！

## 地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、地域にお住まいの高齢者のみなさんやその家族、地域住民のみなさんの介護や福祉などについて、さまざまな相談に応じます。

## どんな職員がいるの？

地域包括支援センターには、主任ケアマネジャー、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士の資格を持った職員がいます。それぞれが専門性を活かし、お互いに連携をとりながら、みなさんのくらしを支援します。

## こんなときは相談を！！

- ・近頃足腰が弱くなったと感じ不安。予防するにはどうしたら良いか。
- ・生活に不自由が出てきたので介護保険を利用したいが、手続きの仕方がわからない。
- ・入院中の親が近々退院予定。介護が必要なので相談したい。
- ・離れて暮らす母親が悪徳商法の被害にあった。認知症の症状もあらわれているようで心配。
- ・一人暮らしなので、もしも将来認知症などの病気になったとき、財産の管理が心配。
- ・近所の高齢者を最近見かけないから心配。

など……。お気軽にご相談ください。

センター名	電話番号	所在地
花巻中央地域包括支援センター (担当区域) 花巻北 花巻東 花巻西 花巻南 矢沢 宮野目	電話 24-7246	花巻市花城町9-30 (市役所新館内1階)
花巻西地域包括支援センター (担当区域) 湯口 湯本 太田 笹間	電話 29-4873	花巻市轟木7-188-1 (西南デイサービスセンター内)
大迫地域包括支援センター (担当区域) 大迫地域	電話 29-4856	花巻市大迫町大迫13-23-1 (大迫保健福祉センター内)
石鳥谷地域包括支援センター (担当区域) 石鳥谷地域	電話 41-4012	花巻市石鳥谷町好地6-10-3 (石鳥谷総合福祉センター内)
東和地域包括支援センター (担当区域) 東和地域	電話 29-4817	花巻市東和町安俵6-71 (東和総合福祉センター内)

